

文教福祉常任委員会会議録

令和5年2月28日

寒川町議会

出席委員 佐藤（一）委員長、橋本副委員長
柳下委員、岸本委員、吉田委員、関口委員、佐藤（正）委員、山田委員、茂内委員、
柳田委員
天利議長

説明者 伊藤学び育成部長、宮崎子育て支援課長、徳江主幹、木下副主幹
芝崎学び推進課長、柏木主任主事
三橋健康福祉部長、原田保険年金課長、早乙女主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第12号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
2. 議案第13号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
3. 議案第15号 寒川町子ども・子育て会議条例の一部改正について
4. 議案第14号 寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
5. 議案第16号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【佐藤（一）委員長】 おはようございます。ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。まず初めに、審査に入る前に、当委員会の正副委員長につきましては、現在内定の段階でございますので、改めまして、当委員会で正式にご承認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤（一）委員長】 それでは、改選後初めての委員会になりますので、一言、正副委員長として就任の挨拶をさせていただきます。

このたび文教福祉常任委員長という大役を仰せつかりました佐藤一夫でございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、橋本副委員長。

【橋本副委員長】 このたび副委員長という大役を拝命いたしました橋本修一です。微力ではございますが、皆様のご協力の下よりよい委員会運営に努めてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

【佐藤（一）委員長】 この任期中委員の皆様のご協力によりまして、スムーズに委員会を進めてまいります。よろしくお願いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の案件に入ります。次第のとおり、付託議案5件でございます。

また、議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度、内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤 (一) 委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【佐藤 (一) 委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第12号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 皆様、おはようございます。これより学び育成部からの付託議案1、議案第12号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてのご審議をお願いいたします。それでは、宮崎子育て支援課長よりご説明申し上げます。

【佐藤 (一) 委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 皆さん、おはようございます。それでは、議案第12号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明させていただきます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願いいたします。

今回の条例一部改正は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、いわゆる国の基準の一部を改正する内閣府令が、令和4年12月16日に公布されたこと及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、令和5年4月1日から施行されるため、関係法律を引用している本条例に条項ずれが生じることに伴い、所要の措置を講ずるものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。今回の改正内容は、大きく2点でございます。1点目は、民法等の一部を改正する法律が令和4年12月16日に公布され、民法において親権者の懲戒権に係る規定を削除し、子の看護及び教育における子の人格を尊重する義務を定める等の措置が講じられるとともに、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律においても、民法における規定の削除等に合わせた改正がなされ、同日付で施行されたことを受けて、国の基準の一部を改正する内閣府令が同じく令和4年12月16日付で公布、施行され、懲戒に係る権限の乱用禁止を定めた規定が削除されました。これを受けまして、同様の規定を盛り込んでいる本条例について、この規定を削除するものでございます。

2点目は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の令和5年4月1日施行に伴い、関係法律として引用している子ども・子育て支援法について、第19条第2項が削られるため、現行の第19条第1項が第19条となること、及び学校教育法について第25条に第2項及び第3項が追加されるため、現行の第25条が第25条第1項となることを受けて、本条例に引用法律の条項ずれが生じることから、これを改めるものでございます。

それでは、タブレット資料01-1の15分の8ページ新旧対照表の5ページをご覧ください。中ほどの第26条は、1点目の改正内容としてご説明した民法等の一部を改正する法律の施行に合わせ国の基準を定めた内閣府令が改正されたことに伴う改正で、懲戒に係る権限の乱用禁止を定めた規定を削除するものでございます。

次に、ページをお戻りいただきまして、15分の4ページ、新旧対照表の1ページをご覧ください。第4条第2項本文及び各号における改正は、先ほど2点目としてご説明した引用法律の条項ずれを改めるものでございます。

次に、第6条第2項の改正につきましても、引用法律の条項ずれを改めるものでございます。

このほか同様に引用法律の条項ずれを改める箇所といたしましては、次の新旧対照表2ページ第6条第3項と第7条第2項、続いて、新旧対照表の3ページにかけての第8条と次の第13条第4項第3号アにおける（ア）及び（イ）から4ページのイにおける（ア）及び（イ）、第15条第1項第3号、続く5ページの第20条第4号、第35条第1項と、6ページにかけての同条第2項及び同条第3項、続く7ページの第36条第1項、同条第2項及び同条第3項、続く8ページの第37条第2項、続く9ページの第39条第2項、第51条第1項及び同条第2項、続く10ページから11ページにかけての同条第3項、続いて11ページから12ページにかけまして第52条第1項、同条第2項及び同条第3項まででございます。

ここでタブレット資料01-2をご覧ください。今一連で申し上げました2点目の改正内容である各法律の条項ずれの内容と本条例における該当箇所をまとめたものでございますので、ご参考にしていただければと思います。

タブレット資料01-1にお戻りいただき、15分の15ページをご覧ください。最後に附則でございますが、条例の施行日を令和5年4月1日とし、ただし書として、第26条の改正規定については、公布の日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【佐藤（一）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 今回の条例改正で大きなところで、26条は削除されるわけですけど、これに対して町に対しての影響というものはあるんでしょうか。

【佐藤（一）委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 影響というお話ですけれども、基本的には法令の改正に合わせて懲戒権を規定している、要は懲戒権を認めるような誤解を招くような表現がある規定を削除するということですので、通常の保育等をしていく中では、この部分について、これが消えたからどうということではなく、今までもこの部分というのは、考え方は基本的に守られて運用されてきていると思いますので、これがなくなったからということで影響があるわけではないと思っております。

【佐藤（一）委員長】 他に質疑はありますか。

吉田委員。

【吉田委員】 第7条の3について確認させてください。先日テレビ等でも報道されましたけど、バス内に子どもが取り残されるような案件でいろいろと取りざたされましたが、7条の3の中で、自動車を運行するときは利用乳幼児の乗車及び降車の際にのところがあるところと思うんですが、これは次か、13号かな、そうですね。失礼しました。13号で問います。失礼しました。

【佐藤（一）委員長】 他に質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（一）委員長】 橋本副委員長。

【橋本副委員長】 26条に関してお聞きいたします。今回の議案は、懲戒権の削除並びに体罰などの民法等の一部を改正する法律、ご説明がありました令和4年12月16日に基づいての条例削除ということで、ただ、同様の基準を今後寒川町に関しても条例で盛り込んでいくというようなことの説明であったかと思えます。同様の基準の寒川町条例というのは、いつ盛り込まれる予定であるのかをお聞きいたします。

【佐藤（一）委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 今ご質問の部分が、正直申し上げて、どういう趣旨なのか分かりません。国の法令が改正されて国の基準が改正されたことに合わせて、同様の基準を定めている町のこの条例を同じように懲戒権の権限の乱用禁止を定めた項目を削除するということですので、今ご提案させていただいているこの改正が、国の基準の改正を踏まえて町のものを変えるという部分になっております。

【佐藤（一）委員長】 橋本副委員長。

【橋本副委員長】 条例が削除されるということで、そこで成立するというか、国の民法の改定に伴っての児童福祉法や児童虐待の防止に関する法律なども整備されてきているというようなことだと思うんですけども、寒川町のこの条例に関しては、削除で一応終了というような形ということなんでしょうか。

【佐藤（一）委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 町のこの条例は、基本的に国の基準と同様のつくりになっていますので、国の基準が懲戒に係る権限の乱用禁止を法の改正を受けて改正しました。それに合わせて同様の基準を定めている町と同じ部分を削除するというものですので、これで、その改正の関係の手続はご承認いただければ、議決されれば完了になります。

【佐藤（一）委員長】 これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第13号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 それでは、続きまして、付託議案第2、議案第13号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてのご審議をお願いいたします。宮崎子育て支援課長よりご説明申し上げます。

【佐藤（一）委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 それでは、議案第13号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明させていただきます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願いいたします。

今回の条例一部改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、いわゆる国の基準の一部を改正する厚生労働省令が、令和4年11月30日、同年12月16日及び12月28日に相次いで公布されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める町の条例に所要の措置を講ずるものでございます。

改正内容についてご説明申し上げます。今回の改正内容は大きく3点ございます。1点目は、民法等の一部を改正する法律が令和4年12月16日に公布され、民法における親権者の懲戒権に係る規定の削除等の一部の規定が同日付で施行されたことを受けて、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を含めた厚生労働省関係省令の整備に関する省令が、同じく令和4年12月16日付で公布、施行され、懲戒に係る権限の乱用禁止を定めた規定が削除されました。これを受けまして、同様の規定を盛り込んでいる本条例についてこの規定を削除するものでございます。

2点目は、令和3年7月に福岡県で保育所送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなる事案が発生するなど、保育所等における重大事故が繰り返し発生する中で、令和4年11月30日付で公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において、家庭的保育事業者等が利用乳幼児の安全の確保を図るための安全計画の策定等や、衛生管理に関して感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修や訓練の定期的実施を具体的に記述する改正がなされたことから、これに関連する規定を加えるものでございます。

3点目は、令和4年9月に静岡県で発生した認定こども園送迎バスでの園児置き去り死亡事案を受けて、国において子どものバス送迎安全徹底プランが取りまとめられました。これを受けて、令和4年12月28日付で公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において、バス送迎等自動車を運行するに当たっての安全管理徹底に係る規定として、家庭的保育事業者等が利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合に、当該乳幼児の所在の確認やそのための見落とし防止装置の設置義務化が加えられたことから、関連規定を加えるものでございます。

それでは、タブレット資料02-7分の4ページ、新旧対照表の1ページをご覧ください。第6条第1項本文の改正は、先ほどの3点目の改正内容により、第7条の3を追加することに伴い、家庭的保育事業者等の定義を準用する条項として第7条の3第2項を加えるものでございます。

次に、2ページ目中ほどにかけての改正案第7条の2につきましては、先ほどの2点目の改正内容により、安全計画の策定等について規定を加えるものでございます。第1項において、設備の安全点検や職員、利用乳幼児等に対する安全に関する指導、職員の研修及び訓練等安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならない旨を規定し、第2項では、職員への周知や研修、訓練の定期的実施を、第3項では、利用乳幼児の安全確保と保護者との連携が図られるよう保護者への周知を義務づけ、第4項では、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更することを定めております。

続いて、3ページにかけまして、第7条の3につきましては、3点目の改正内容により自動車を運行する場合の所在の確認についての規定を加えるものでございます。第1項において、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に利用乳幼児の所在を確認しなければならないこと、第2項において、送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、ブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置などを備えて、降車の際の所在確認を行わなければならない旨を定めております。

次に、第10条につきましては、2点目の改正内容により、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準に関して家庭的保育事業所等と兼ねることができる場合について、現行におけるただし書の一文を削り、本文中の「設置するときは」の次に「その行う保育に支障がない場合に限り」

を加えるものでございます。

第13条は、1点目の改正内容としてご説明した民法等の一部を改正する法律の施行に合わせ、国の基準を定めた厚生労働省令が改正されたことに伴う改正で、懲戒に係る権限の乱用禁止を定めた規定を削除するものでございます。

第14条は、2点目の改正内容により、「必要な措置を講ずる」とあるものを「職員に対する研修や訓練を定期的実施する」という具体的な記載に改めるものでございます。

最後に附則としまして、条例の施行日を令和5年4月1日とし、ただし書として、第13条の改正規定は公布の日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【佐藤（一）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

吉田委員。

【吉田委員】 先ほどは失礼しました。ただいまご説明いただきました安全管理に関わるどころの7条の2及び3でございますが、確実に安全を把握しなければならないというところなんですけれども、これは事業者の話なので、町としてそれをどのように確認するのかお尋ねします。

【佐藤（一）委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 町としては、事業所等が策定している安全計画の提出を求めていると思っております。

【佐藤（一）委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 それは書類の提出のみをもって現状確認等はされない、もしくは第三者機関による安全確認等のチェックはなされないということでよろしいのでしょうか。

【佐藤（一）委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 施設に町からも監査とか、実地指導とかが入るケースがございますので、そのときを捉えて状況をうかがったりということで確認させていただきたいと思っております。

【佐藤（一）委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 監査及び実地指導が入るということでしたが、それがどういった程度行われているのかご確認させていただいて、最後の質問とさせていただきます。

【佐藤（一）委員長】 徳江主幹。

【徳江主幹】 町内に保育施設は今8施設あるんですけども、そちらには年に1回確認及び認可の監査に伺っています。監査で確認する事項等は決まっております、今までもその安全面については、実地で確認させていただいておりますので、県からも通知も来ておりますので、そちらを併せて今後は追加して、監査のときに実地検査ということで確認していきたいと思っております。

以上です。

【佐藤（一）委員長】 他に質疑はございますか。

茂内委員。

【茂内委員】 タブレットの2ページなんですけど、2番で、研修及び訓練を定期的実施しなければならないとありますが、これはどういったことをやるのか教えていただきたいなと思います。これは各

園で独自のものをやってもらうのか、町が提示したものをやってもらうのかということをお話していただきたいと思います。

また、吉田委員と重複してしまうかもしれませんが、3ページ目の2番、先ほどもお話がありましたように、バスに園児が取り残されてしまって、痛ましい事件がありましたけれども、そのことなんです、町としての具体的な確認作業ですね。子どもが安全にということで、その確認作業について具体的な内容は町から提示して、こういうことに気をつけてくださいとか、そういったものを各園に伝えるのかどうか教えてください。それか、各園に任せるのかどうかということですね。

【佐藤（一）委員長】 徳江主幹。

【徳江主幹】 研修とか訓練をどのような形でされるかということについては、町から特に提示とかはしておりませんが、国から県を通じて通知が来ておりますので、そちらは各施設に全て流して周知しているところです。ですので、そちらを参考に研修なり訓練をしていただく、今までもこういったところの研修とかは、職員会議なりでやっておりますし、その点を監査のときに確認しておりますので、それをさらに強化してということで考えております。

もちろん国から通知が来ておりますので、そちらを保育担当職員も熟知しまして、そこについては重点的に施設でお願いしているからやっているという考え方ではなく、町でも十分確認していきたいと思っております。

以上です。

【佐藤（一）委員長】 もう一つですね。

徳江主幹。

【徳江主幹】 送迎バスの置き去りとかの事件があった内容ですが、こちらについても国から県を通じて、令和4年12月23日付で事務連絡が来ているのですが、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインとか、あと県からも実際送迎バスを持っているところに実地検査が入っておりますので、そこで細かいところまで検査をして、注意事項とかもいただいているところですので、そちらは今、家庭的保育ではないんですけども、送迎バスを保有している施設がございますので、そちらは十分注意していただくように町でも監査時に確認を今後してまいりたいと思っております。

以上です。

【佐藤（一）委員長】 他に質疑はございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 この条例に関わる町内の事業者は何事業者ぐらいあるのかということと、その事業者に対してこの条例の周知というものは既になされているのか、具体的な内容も含めてどのような形で周知がなされているのかということと、それに対する条例に対して町事業者から町への問合せというものがあったのでしょうか。

【佐藤（一）委員長】 同様の質問かと思えますけれど。

宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 この条例の対象になる家庭的保育事業等を行っている事業者としては、町内には2事業者ございます。ここについては、先ほど徳江からもお話がありましたとおり、国等から来

ている情報については全て情報を送って周知を図っております。これに関して特段問合せというのはいない状況でございます。

【佐藤（一）委員長】 他に質疑はございますか。

関口委員。

【関口委員】 基本的にそもそも論のような気がするんだ。後追いの法律のような気がするんだよね。もともとこんなことは、日常的に子どもさんを扱っていたら最善の注意を払っていくというのは、当然のことであって、また、そういう指導は行政側も、そういったところに行っていると僕は思うんですよ。ですから、何か事が起きたからこの法律ができたような感じがするんだけど、本来はこんなことは当たり前前にできていないとおかしな話じゃないかなという気がしてしょうがないんですよ。家庭的保育と行政側との話合いにしても、また県との話合いにしても、こういう注意事項なんていうのは、極々当然のこととしていなければいけないことが、改まってああいう事故が起きると、こうやって法律でもって押さえてくるというやり方をするんだけど、その辺の見解を聞いてもしょうがないんだけど、行政側がこの法改正、条例改正以前でも、きちっとそういう対応はしてくれてたんじゃないかなと思っではいるんですね。県の指導もそういう指導があったんだろうと思うんですけども、本来ならば事故が起きる前に前もって手を打っておくというくさびの打ち方が一番大事だと思うんですが、事が起きてから後追いになるというのが、どうしてもあまり好きではないんだけど、私が好きだとか嫌いだとかという問題は別問題ですけども、いずれにしても、今回の法改正以前の問題と、これからの対応と併せて聞かせ願えますか。

【佐藤（一）委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 従来からも、この改正前の条例等で設備とか人員の基準を定めておりますので、それというのは究極的にはお子さんの安全な保育とか、そういったものを担保するために基準を定めてやっているものだと認識しております。監査ですとか、実地指導とかという部分でもそういう配置が守られているかどうかということを確認していく中で、安全というのは確保されているということを確認しているつもりでおりますので、施設によって今回の条例改正される前の段階においても、施設の緊急時の安全面での計画ですとか、そういったものはつくっていただいているところでございますので、今回おっしゃるとおり、事案が起きて後追いで法令が整備されていくという部分は、否めないことだとは思いますが、今後こういう形で明文化した以上は、今度これをきちっと守っているかどうかというのをしっかり我々の側がチェックしていかないといけない、より十分にチェックしていかないといけないと思っておりますので、その部分はしっかりと漏れのないように取組をして、引き続き子どもたちの安全が確保されるように努めてまいりたいと思っております。

【佐藤（一）委員長】 他に質疑はありますか。

佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 安全管理の部分は、今までもきちっとやっていただいていたというお答えも今ありましたけれども、これは当然やるべきことだし、法改正は必要かなと思うんですが、事業者側にとって相当な負担になってくるのかなと思ったところなんです。2事業者というお話がありましたけれども、恐らく家庭的保育と小規模保育の2だと思うんですね。小さい施設なので、その小さい施設の中

でこれをやっていくということが、結構な負担になってくるんじゃないのかなと思うんですが、その点について町はどう考えているのかお答えいただきたいと思います。

【佐藤（一）委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 ご心配ありがとうございます。今予定では今度4月からまたもう1施設開所する予定でありますので、そちらにもこういった情報は全部流してはいます。国からも安全計画の策定についてというところでは、ガイドラインという形で、ある意味ひな形みたいなものも示されてきているので、こういうことを盛り込んでいくんですよというものも示されてきているので、そういった情報も全部お伝えしていますので、そういったものに沿った形で必要な項目を盛り込みながら、事業者としては、もしくつっていない部分があれば、つくっていただく、今新しく開業されようとしているところのお話を伺っていても、自分なりの形で準備はしていましたということは伺っていますので、それをそのひな形を参考にしていただきながら、漏れているものを追加していただいたりとかという形で十分な形のものにしていただいたりというようなことになっていくのかなと思っています。

また、例えば実際の避難の訓練とか、そういったものというのも、少人数なりに動きやすさというのも逆に言うところあるのかなと思いますので、大人数を動かすということでもないもので、そういったところはその施設なりのまた工夫とかで実施していただければいいのかなと思っています。その辺の実施内容については、先ほど申し上げたように、監査ですとか、実地指導の中でしっかりとチェックしていきたいなと思っております。

【佐藤（一）委員長】 佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 分かりました。だから今後条例が施行されて、計画の策定なりバスの安全管理なりをやっていく中で、ガイドラインというお話もありましたけれども、一方で、町が認可権者ですね。担当の方も熟知しているということなので、事業者から仮にサポートというか、技術的支援というんですかね。例えば計画策定のときの支援だとか、そういったサポートを求められた場合というのは、それは町には対応していただきたいなと思うんですが、その点についてはどう考えているのかお答えいただければと思います。

【佐藤（一）委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 ご相談いただいた場合には、一緒にやらせていただく、相談に応じさせていただいて、確認していかなきゃいけないことは、例えば県に確認したりとか、そういうことはお手伝いしていきたいなと思います。

【佐藤（一）委員長】 他に質疑はございますか。

柳田委員。

【柳田委員】 12月15日、厚生労働省子ども家庭局保育課からの通知があったと思うんですけど、その上で今回法が改正されて、条例が改正されていくという中で、事件のあった後って大体業務上過失致死とかで逮捕されて、元理事長だとか、担任だとか、バスの運転手などが警察に逮捕されているというのがあると思うんですけど、実際起きた場合、今回条例がつくられました、法令がつくられました、その条例の中、法令の中では、罰則だとか、どうなっていくだとか、責任だとか、何も書かれていないと思うんですよね。もし何かあった場合、自治体の責任にもなってくるのかどうかということだけお伺

いします。

【佐藤（一）委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 ここできちっとお答えできるかどうかというのは、何とも申し上げようがないんですが、ただ、事案が起きた場合には、それは今回起こっている事例なんかもそうですけど、現行の法令に合わせた中での刑事責任あるのかとか、そういう判断の中で対応がなされていくのかなと思っております。これはあくまで設置する上での基準、バス等については、運行する場合の基準ですので、実際にその基準を守って施設側が運行していたということであれば、問題はないんでしょうけど、それが守られない中でもし起こったということであれば、法令なり条例を守っていなかったという部分での罰則とか、対応がなされていくんだろうと思いますが、町としては、実際にそういうふういきちっとされていますねというのは、監査とか、そういうところで状況をお聞きする中で確認する以外には、実際にバスにずっと乗って回るわけにはいきませんので、その確認というのは監査なり、実地指導なりの中での体制の確認とか、配置基準とか、そういうものでの確認しか多分できないのかなと今の段階では思いますが、ですので、そこで基準を定めている側の町としての責任とかというのがどこまで持たれるのかというのは、今お答えができないかなと思っております。申し訳ありません。

【佐藤（一）委員長】 他に質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（一）委員長】 ないようですので、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第15号 寒川町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 続きまして、付託議案の3、議案第15号 寒川町子ども・子育て会議条例の一部改正についてでございます。宮崎子育て支援課長よりご説明申し上げます。

【佐藤（一）委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 それでは、議案第15号 寒川町子ども・子育て会議条例の一部改正について説明させていただきます。本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほど願います。

今回の条例一部改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、令和5年4月1日から施行されるため、関係法律を引用している本条例に条項ずれが生じることに伴い、本条例に所要の措置を講ずるものでございます。

タブレット資料03-3分の3ページ、新旧対照表をご覧ください。改正の内容は、関係法律である子ども・子育て支援法について、第72条から第76条までが削られ、現行の第77条から第87条までが5条ずつ繰り上がることを受けて、本条例に引用法律の条項ずれが生じることから、これを改めるものでございます。

第1条において、「第77条第1項」を「第72条第1項」に、第2条において、「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」にそれぞれ改めます。

最後に附則としまして、この条例の施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【佐藤（一）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（一）委員長】 質疑なしと認めます。ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

【佐藤（一）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第14号 寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 続きまして、付託議案の4、議案第14号 寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてのご審議をお願いいたします。それでは、芝崎学び推進課長よりご説明申し上げます。

【佐藤（一）委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 皆さん、おはようございます。それでは、議案第14号 寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。先日の本会議での部長の説明と重なる部分がございますが、よろしくお願いいたします。

今回の条例改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和4年11月30日付及び令和4年12月28日付で公布されたことから、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について改正されたことに伴い、本条例に所要の措置を講ずるものです。

それでは、改正内容について説明いたします。タブレットの04寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてをご覧ください。今回改正内容は大きく2つでございます。1つ目は、令和4年11月30日付の公布において、児童の安全確保を図るため、放課後児童健全育成事業者は、事業所での日常生活や職員が安全な指導を行うことができるよう安全計画の策定等を行い、職員、保護者への周知を図り、定期的に計画を見直し、必要に応じて変更すること、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定等を行い、職員に対し必要な研修及び訓練を定期的に実施すること、また衛生管理等に関して感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修や訓練の定期的実施を加えたものです。

2つ目は、令和4年12月28日付の公布において、放課後児童健全育成事業者は、事業所外での活動等のための自動車を運行する場合の児童の所在確認の義務化を加えたものです。

それでは、タブレット7分の5ページ、新旧対照表をご覧ください。第6条の2は、安全計画の策定等について条項を加えるものです。第1項において、設備の安全点検や日常生活における安全指導、職員の研修、訓練等、安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならない旨を規定し、第2項では、職員への安全計画周知や研修、訓練の定期的実施を義務づけ、第3項では、利用者である児童の安全確保に関して保護者との連携が図られるよう保護者への周知を義務づけ、第4項では、定期的に安全計画

の見直しを行い、必要に応じて変更することを定めています。

同じく5ページ、第6条の3は、自動車を運行する場合の児童の乗車及び降車の際の所在の確認についての条項を加えるものです。

6ページの第12条の2は、業務継続計画の策定等について条項を加えるものです。第1項において、感染症や非常災害の発生時において業務を継続的に実施し、非常時の態勢で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるよう規定し、第2項では、職員に対し業務継続計画を周知し、必要な研修、訓練を定期的実施するよう規定し、第3項では、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うよう定めています。

同じく6ページ、第3条第2項は、「衛生管理等の規定において現行の必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施する」と改めるものです。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとしますが、第6条の2の安全計画の策定等については経過措置が設けられており、令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中の「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中の「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とするものとし、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

【佐藤（一）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

茂内委員。

【茂内委員】 研修でお伺いしたいんですけども、生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練と書いてありますが、こちらは研修の内容が知りたいなと思ったんですけども、教えていただけますでしょうか。

【佐藤（一）委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 研修の部分についてなんですけれども、こちらにつきましては、現場等を確認しながら、これから安全計画をつくるわけですけれども、そういった計画の確認のための研修であったりですか、または避難訓練ですとか、実践的な研修等や場合によっては研修の動画などを皆さんで見えていただくような形を考えております。

以上です。

【佐藤（一）委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 現場ということで、研修があるとは思んですけども、例えば子どもに対しての心理的な研修みたいなものはあるのでしょうか。子どものとか、に対しての心理的なこの様子を見ることとか、そういう研修とかはないのでしょうか。

【佐藤（一）委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 安全計画の中では、そういった部分は今のところ県からの中には記載されていないんですけども、平日頃からの支援員さんの研修の中には、そういった部分も含まれていると伺

っております。

【佐藤（一）委員長】 他に質疑はございませんか。

吉田委員。

【吉田委員】 1点確認と1点質問させてください。放課後児童健全育成事業者なんですが、放課後児童クラブなんかも該当すると思うんですが、それ以外に例えばこの条項の中で該当する施設があるのか、もしくは、またこれから該当していくであろうところがあるのかというところが1点。育成事業者の範囲をもう一度確認しておきたいのと、もう一点、これは質問なんですが、ただでさえ放課後児童クラブの運営に関しては、様々なところでご意見もいただいているところだと思います。子どもの数も多くなってきたし、また運営する側も非常に大変だという声は聞いておりますので、ここでさらに事業者側としては、負担と言っちゃいけないんでしょうけど、しなければならぬことが増えてくる中で、これはやり切れそうですかね。町として事業者とその辺のすり合わせというか、意向調査みたいなものがちゃんと行われているのか、町としての見解があればお尋ねさせていただきたいと思います。

【佐藤（一）委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 まず、安全計画については、国から下りてきているものですので、当然やらなければいけないこととなりますので、そこについては委託先とすり合わせをしていきたいと考えております。また、今現在委託先が1つとなっております。当然ご心配はいろいろいただいております。ありがとうございます。運営につきましても、他の自治体等をいろいろ研究している中では、複数の事業者さんの委託先があります。そういった中で、寒川町でも他の事業者で受けていただけるような形はないものかというのは、既にいろいろ調べてはいるんですけれども、それをすぐに反映するとなると、今運営している支援員さんや、そこを利用している児童保護者の混乱も招きますので、そういった部分も含めまして引き続き検討しながら、対応を考えていきたいと考えております。

以上です。

【佐藤（一）委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 いろいろな手段を模索しながら時代に合わせたやり方で改善に臨まれる姿勢は非常にすばらしいと思いますので、それは適宜やっていただきたいと思うんですけれども、議案ですし、我々が議決するのは簡単と言ってはいけませんけれども、国からのお達しですから、それはもちろんやらなくちゃいけないこととして、ここで議決を仮にしたとしても、それがちゃんとやり切れる体制が整っていることを確認しないと、我々としてもなかなか決を取りづらいのかなというところがありますので、適切な確認と体制づくりに向けて町としても頑張ってくださいなと思う次第です。感想ですので、特に答えは求めません。

【佐藤（一）委員長】 何かありますか。

芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 当然委託先でありますので、町で安全計画につきましても、十分にこちらから話をし、経過措置の期間が1年間ございますので、そういった部分でちゃんと対応できるような計画を立てていきたいと考えております。

以上です。

【佐藤（一）委員長】 他に質疑はございますか。

佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 今回の法改正の中で安全管理の部分は、今までも当然やってきた部分だと思いますし、それはそれなりの形でやっていけるのかなと思うんですが、業務継続計画というのは、相当難しいなと思うんですね。なので、これに関しては、多分町でも今までこういったものって、町の管轄の中でなかったと思うんですよね。なので、町としてもこれは相当考えなきゃいけない、事業者も相当考えなきゃいけないんじゃないのかなと思うんですが、この点について町はどういったサポートというか、どういった形でここに携わっていくのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

【佐藤（一）委員長】 しっかり言ってください。

芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 おっしゃるとおり、なかなか難しい部分だと思います。コロナ禍の中でも、児童クラブについては継続できるように、ずっといろいろ委託先でも努力していただいております、町としても連絡を取り合うなどして進めてきております。そういったコロナ禍での経験などを踏まえながら、何か感染等によって継続できないような状況にならないように、どうしたらいいのかというのを考えながら、今後計画を立てていきたいと思っております。

以上です。

【佐藤（一）委員長】 佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 なかなか難しいというお答えもいただきました。確かに感染症については、この3年間の経験を恐らく計画的なものにしていく作業なのかなと思うんですが、一方で、災害はまた全く別物だなと思うんですね。なので、そこについてもしっかり考えなきゃいけないと思いますし、状況によっては、ほかの課の知見をいただいたりとかも必要になってくるのかなと思うんですが、災害の業務継続計画については、どのように考えているのかお答えいただきたいと思います。

【佐藤（一）委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 おっしゃるように、災害につきましても、当課だけではなかなか判断が難しい部分もありますので、関係部署等に確認を取りながら、また近隣の状況なども聞きながら、対応していきたいと考えております。

【佐藤（一）委員長】 他に質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（一）委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤（一）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第16号 寒川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 改めまして、おはようございます。それでは、健康福祉部保険年金課が所管

いたします議案第16号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について審査をお願いいたします。説明は原田課長から行います。よろしくお願いいたします。

【佐藤（一）委員長】 原田保険年金課長。

【原田保険年金課長】 それでは、付託議案の5、議案第16号 寒川町国民健康保険条例の一部改正につきましてご説明いたします。本会議場での部長の説明と重複する部分はございますが、よろしくお願いいたします。

今回の条例の一部改正は3点になりますが、大きく2つに分けられます。1つ目が、出産育児一時金支給額の改正、2つ目が、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得の見直しです。まず、1つ目は、出産育児一時金の支給額の改正であります。資料といたしましては、新旧対照表のみになりますので、タブレット資料05-1 議案第16号寒川町国民健康保険条例の一部改正についての5分の3ページをお開きください。この改正は、被保険者の出産育児にかかる経済的負担の軽減を図るため、健康保健法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、被用者保険との整合性を図るもので、新旧対照表の第7条にありますように、出産育児一時金の支給額を現行の「42万円」から「50万円」に引き上げるものです。

また、5分の5ページ、新旧対照表の附則の1にあります。施行期日は令和5年4月1日で、附則の2に、この規定は施行の日以降、つまり令和5年4月1日以降の被保険者の出産に係るものの支給について適用するとあります。

次に、2つ目、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得の見直しであります。タブレット資料05-2【参考資料】寒川町国民健康保険条例一部改正（限度額、軽減判定の見直し）をご覧ください。これは、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和5年2月1日に公布されたことに伴い、令和5年度以降の保険料算定時から適用されるものであります。

1の改正の概要ですが、Ⅰで、国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額にかかる限度額を現行の「20万円」から「22万円」に引き上げるものと、Ⅱの国民健康保険料の減額対象となる所得基準の変更について、①で、5割軽減の軽減判定所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を現行の「28万5,000円」から「29万円」に引き上げるものと、②として、2割軽減では、現行の「52万円」から「53万5,000円」に引き上げるものです。

これを図で表したものが2の改正の内容で、右の改正後の図にありますように、まず、賦課限度額を引き上げることで。高所得層の賦課額は増えますが、中間所得層の負担減額を図るものとなっております。また、グラフの下ですが、5割と2割の軽減判定所得を見直すことで、保険料が減額される対象者の拡大を図るものであります。これによって3の改正に伴う影響見込みですが、令和4年度の本算定時の賦課情報及び保険料率を基に計算いたしますと、上の表が賦課限度額を超過する世帯の見込数を表したもので、一番右側になりますが、28世帯の減少となり、下の表が軽減世帯数を表したもので、合計で24世帯の増加となっております。

それでは、タブレット資料05-1 議案第16号寒川町国民健康保険条例の一部改正についての5分の3ページ、新旧対照表のご説明をいたします。第7条は、先ほどご説明いたしました出産育児一時金を「42万円」から「50万円」に増額するものであります。

次の第16条の6の12、後期高齢者支援金等賦課限度額ですが、現行の「20万円」を政令の改正に合わせて「22万円」とするものであります。

続いて、第20条、低所得者の保険料の減額ですが、第1項第2号は、5割軽減の判定所得についての規定で、被保険者等の数に乘すべき金額を現行の「28万5,000円」から「29万円」にするものであります。また、同項第3号は、2割軽減の判定所得についての規定で、被保険者等の数に乘すべき金額を現行の「52万円」から「53万5,000円」にするものであります。同条第3項につきましては、後期高齢者支援金等賦課額の減額の読替規定でありまして、先ほどと同様に現行の「20万円」を「22万円」に改めるものであります。

附則といたしまして、第1項で施行期日を令和5年4月1日とし、第2項で出産育児一時金に関する経過措置を、第3項で保険料に関する経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

【佐藤（一）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

橋本副委員長。

【橋本副委員長】 1点お聞きいたします。後期高齢者支援金等の賦課限度額が20万円から22万円にということで、上がるようになっておりますが、今回出産一時金の増額分というのは、75歳以上の高齢者の方が負担するというような形であるかと思えます。これについてなんです、75歳以上の方の保険料負担というものが、今後月額負担で平均するとどのくらいになるのか、または施行がいつからなのかというのをお聞きいたします。

【佐藤（一）委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 ご質問の内容、今回の後期高齢者支援金の賦課限度額が上がったことが、直接出産一時金の高齢者が今後負担していく部分に影響するために上げたかということ、今回はそういうわけではなくて、後期高齢者の方に出産一時金を負担していただくのは、6年度からということになりますので、今回の法の一部改正とは直接には関わっていないと考えております。

あと、高齢者の負担がどれくらい上がるかということころは、はっきりとした金額は現状としては分からないんですけれども、平成20年度の後期高齢者1人当たりの保険料が5,332円だったんですけども、令和4年度は6,472円と1.2倍に増加したことにはなっております。

以上です。

【佐藤（一）委員長】 橋本副委員長。

【橋本副委員長】 令和6年度から上がるということですが、令和6年4月1日からということでしょうか。

【佐藤（一）委員長】 原田保険年金課長。

【原田保険年金課長】 上がる何々というのは、金額も含めてなので、まだ、私どもに入っている情報としては、検討しているところまでしか伺ってはおりません。ですので、6年というのもそうですし、何月何日というのも、まだ正式に決まっていることじゃありませんので、この辺は差し控えさせていただきます。

【佐藤（一）委員長】 橋本副委員長。

【橋本副委員長】 今回質問させていただいたのは、昨年10月から、後期高齢者の方の医療費の窓口負担が1割負担から2割負担に引き上げられたということがありまして、今回の子育ての方が増えると同時に、負担が発生しているということで、その辺の心配をされている町民の方もいらっしゃるもので、その点に関してご質問させていただきました。

【佐藤（一）委員長】 回答はよろしいですね。他に質疑はございませんか。

柳下委員。

【柳下委員】 出産育児一時金の出産の定義なんですけれども、不幸にして死産とか、そういった場合でもこれは支給されるのでしょうか。

【佐藤（一）委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 出産育児一時金につきましては、一定の期間を経過していれば、死産になったとしても支給されるものになっております。

以上です。

【佐藤（一）委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 一定の期間って、具体的にどのぐらいの期間を一定の期間と捉えているのですか。

【佐藤（一）委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 一定の期間の具体的な数字が、今ここで思い出せなくて申し訳ないんですけど、10週とか、それぐらいだったと思ったんですが、お調べしてという形でいいですかね。

【佐藤（一）委員長】 しっかりと答えられますか。

原田保険年金課長。

【原田保険年金課長】 申し訳ありません。正確な日数、週数がお答えできませんので、後ほどお答えいたしたいと思います。

【佐藤（一）委員長】 暫時休憩いたします。

【佐藤（一）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

休憩前にありました質問の内容について、執行部から答弁をお願いします。

早乙女主査。

【早乙女主査】 大変失礼いたしました。先ほどのご質問についてお答えさせていただきます。出産一時金につきましては、妊娠12週が経過していれば死産、流産においても支給されるということになります。

【佐藤（一）委員長】 これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤（一）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日文教福祉常任委員会に付託されました議案は質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定でございますけれども、討論のための休憩は、今ちょうど事案が全て終了いたしましたので、休憩についていかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【佐藤 (一) 委員長】 それでは、このまま進めさせていただきたいと思います。

これより討論に入ります。議案第12号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤 (一) 委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤 (一) 委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤 (一) 委員長】 賛成全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第13号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤 (一) 委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤 (一) 委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤 (一) 委員長】 賛成全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号 寒川町子ども・子育て会議条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤 (一) 委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤 (一) 委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤 (一) 委員長】 賛成全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第14号 寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤 (一) 委員長】 賛成討論のある方。他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤 (一) 委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤 (一) 委員長】 賛成全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第16号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤 (一) 委員長】 次に賛成討論のある方。他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤 (一) 委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤 (一) 委員長】 賛成全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。
以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前10時19分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 5年 6月 1日

委員長 佐藤 一夫